

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第22号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
1～33 略		1～33 略	
34 特例条例別表第2の34の項の規則で定める書類	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第15号二</u> 、 <u>第62条の3第4項第15号二</u> 、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号に規定する認定の申請に係る書類	34 特例条例別表第2の34の項の規則で定める書類	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第16号二</u> 、 <u>第62条の3第4項第16号二</u> 、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号に規定する認定の申請に係る書類
35・36 略		35・36 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。